



各学校の通級による指導を一層充実させましょう！



『障害の種類によらない通級指導教室の設置について（通知）』（令和6年7月3日付け、教み 第1261号、富山県教育委員会）や『こころ』（特別支援教育とやま 第115号、令和7年1月）でお知らせしているとおり、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を提供する特別支援教育をさらに推進するため、令和7年度より障害の種類による通級指導教室の区分を行わないことになりました。

障害種別によらない通級指導教室に変わることの利点は多いと考えられますが、これまでと変わらないことがあります。

それは、「一人一人の子供を丁寧に見て、指導や支援を工夫する」こと。

『初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド』（文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課、令和2年3月）には、**通級指導を担当するに当たっての心構え**が示されています。以下に部分的に引用して、簡単に補足します。

1 障害による学習面や生活面における困難の改善・克服に向けた指導が基本です。

子供の困難さの要因と考えられる障害の特性を、本人や保護者、教職員、関係機関等の専門家から得た情報などを基に整理しましょう。

通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、**自立活動**の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行う必要があります。「インクルーシブ教育だより VOL.15、16、37」を参照してください。通級による指導は、単なる各教科の遅れを補充するための指導ではありません。

2 一人一人の状況や願いに応じた指導を心掛けましょう。

子供や保護者の思いは様々です。子供の困難さやその要因と考えられる障害の特性、「こうしたい」という願いを理解しましょう。

3 子供の自信や意欲につながる指導を心掛けましょう。

子供や保護者にとって、安心できる時間や場所となり、自信や意欲につなげましょう。

切れ目ない支援のために ～児童生徒の情報の引継ぎが必要です！～

進学や就職などの環境の変化は、障害のある児童生徒にとって大きな不安を伴います。新しい環境に身を置いた際に、なるべく失敗やつまづきを防ぎ、これまでの支援や指導で育ててきた力を発揮できるよう、進路（進学・就職等）先に個別の教育支援計画等を確実に引き継ぐことが重要となります。

その際には、保護者に、進路先への引継ぎの大切さや通級による指導を受けていたことをもって進学等に当たって不利益な取り扱いをされないことなどを丁寧に説明した上で、同意を得ることが必要です。

